

第 2 3 回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 6 月 1 0 日（火） 午前 9 時 0 0 分から午前 1 0 時 1 0 分

2. 開催場所 甲賀市役所 会議室 3 0 1

3. 在任委員数 1 8 名

4. 出席委員 1 8 名

役職名	議席番号	氏 名	役職名	議席番号	氏 名
会長	1 2	寺田 勝典	委員	8	山崎 容子
副会長(会長職務代理者)	1 8	今井 百合	委員	9	勝井 麻有美
委員	1	藤井 利徳	委員	1 0	奥村 淳子
委員	2	福永 克哉	委員	1 1	奥村 喜美子
委員	3	緩利 哲治	委員	1 3	黄瀬 忠幸
委員	4	曾我 秀美	委員	1 4	植西 良隆
委員	5	中本 芳美	委員	1 5	林田 清光
委員	6	福野 憲二	委員	1 6	鍋家 善幸
委員	7	森地 良彦	委員	1 7	山川 芳範

5. 欠席委員 無

6. 議 長 議席 1 2 番 寺田 勝典 会長

7. 議事録署名委員 議席 1 3 番 黄瀬 忠幸 委員
議席 1 4 番 植西 良隆 委員

8. 総会

1) 開会

2) 市民憲章唱和

3) 会長挨拶

4) 議事録署名委員の指名

5) 議事

○議案第111号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第112号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について

○報告案件1 農地転用届出に係る専決処分報告について

6) 報告事項

○事務局報告

7) 閉会

9. 事務局出席者（4名）

局長 小西 征義

局長補佐 西田 輝彰

係長 吉澤 真子

係長 澤田 均

10. 会議の概要

事務局長 総会会議規則第7条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

議長 それでは、議事の進行をさせていただきます。
総会会議規則第6条の規定による本日の欠席委員及び遅参の届出、早退の届出はございません。よって、ただ今の出席委員は18名で、法定定足数に達しておりますので、開会を宣言します。続きまして、総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名させていただきます。議席順に、議席13番黄瀬忠幸委員と議席14番植西良隆委員を指名いたします。よろしくお願いします。

議長 それでは、議事に入ります。
最初に、議案第111号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
はじめに、3条調書、整理番号14について、審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号14番について説明します。調書は3ページ、参考図は1ページから2ページまでです。

申請地は、農業振興地域内の青地農地です。譲渡人は相続により農地取得したものの、これまでから地域の営農組合が農地管理を行っており、譲受人もその構成員の一人として耕作していることから、現状に合わせるため、農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は譲渡人の親族にあたり、今後も営農組合と連携して耕作されるもので、申請地にて水稻の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 3条調書、整理番号14については、議席15番林田委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号15番林田です。事務局の説明の通りです。特に意見はなく、農地利用最適化に問題はないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 続いて、区域番号1山中推進委員、意見をお願いします。

担当推委 区域番号1番山中です。当案件については、事務局ならびに林田農業委員の説明のとおりです。農地利用最適化の推進に問題はないと判断しました。ご審議の

ほどよろしく願います。

議 長 　ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

　なお、ご質問される委員は、議席番号とお名前を言ってから発言をお願いします。

委 員 　【質問等なしの声】

議 長 　ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号14について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 　【挙手全員】

議 長 　挙手全員でございます。
よって、整理番号14については、許可することに決定いたします。

議 長 　続きまして、3条調書、整理番号15について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 　整理番号15番について説明します。参考図は3ページから4ページまでです。

　申請地は、農業振興地域内の白地農地です。譲渡人は遠方に居住しており、農地の管理が行えないことから、宅地と併せて土地処分を検討していたところ、宅地を購入したい譲受人との間で農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は取得予定の宅地に隣接する農地について、野菜または果樹の栽培を行う予定です。会社員として勤務する傍らで、耕作時間を設け、自家消費用の野菜を栽培するにあたり、身の丈にあった耕作体制を整えられることから、営農には支障ないものと考えます。

　申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。

議 長 　3条調書、整理番号15については、議席15番林田委員、説明をお願いします。

担当農委 　議席番号15番林田です。事務局の説明の通りです。申請地は、宅地に付随する農地であり、農地の利用に問題はないと考えております。ご審議のほどよろしく願います。

議 長 続いて、区域番号2中森推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号2番中森です。林田農業委員の説明のとおり、特に問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号15について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号15については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号16について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号16番について説明します。参考図は5ページから6ページまでです。
申請地は、農業振興地域内の青地です。申請地は不耕作であり、また高齢により耕作継続が難しくなり、農地の規模縮小を考えていた譲渡人と、規模拡大を目指す譲受人との間で、農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は令和5年に農地付き空き家を取得し、これまでから野菜を栽培されており、今回、取得農地を土壌改良した上で、野菜及び花きの栽培を行う予定です。
申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。

議 長 3条調書、整理番号16については、議席16番鍋家委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号16番鍋家です。3条調書、整理番号16について説明します。事務局の説明の通りです。令和7年4月27日、清水推進委員と現地確認を行い、申請者から申請理由について聞き取りを行いました。当申請地で野菜と果樹栽培を予定しており、農業経験もあります。以上のことから、当申請については、問題ないと考え、許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしくをお願いします。以

上です。

議 長 続いて、区域番号 1 5 清水推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号 1 5 番清水です。3 条調書、整理番号 1 6 について、補足説明します。当申請地は、圃場整備田ですが、現在は不耕作地のため、譲受人が耕作することにより、農地利用の最適化が推進され则认为ます。以上です。

議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

議 長 奥村委員。

奥村農委 議席番号 1 1 番奥村です。質問します。山女原地区にある当申請地は、全て荒廃地ですか。また、獣害対策の柵は設置されているのか教えていただきたい。

議 長 鍋家委員。

鍋家農委 議席番号 1 6 番鍋家です。現在は荒廃地となっています。昨年に作付けされたようですが、うまくいかずに草で覆われてしまったようです。獣害柵は全て設置されております。

議 長 他にご質問等はありませんか。

議 長 ご質問等もないようですので、3 条調書、整理番号 1 6 について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号 1 6 については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、3 条調書、整理番号 1 7 について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号 1 7 番について説明します。参考図は 7 ページから 8 ページまでです。

申請地は、農業振興地域内の白地農地です。譲受人は、昨年、従来所有していた住居に付随する農地を売却したことに伴い、その代替地として自宅に近い畑を

探していたところ、譲渡人との間で農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は申請地にて、自家消費用の野菜の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 3条調書、整理番号17については、議席3番緩利委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号3番緩利です。3条調書、整理番号17について説明します。事務局の説明の通りです。当申請地の譲受人は、3月の総会で、空き家バンクを通じて居宅及びその前の畑を譲渡された方ですが、引き続き自宅の近隣で畑をしたいと希望されたことから、代替地として当申請地の所有権移転を合意の上、申請されました。4月30日の現地確認時にはすでに当申請地を借りておられたようで、すでに耕作されていました。譲受人は、大変丁寧に耕作される方であり、農地利用の最適化に問題はないと考えます。以前、住宅とともに取得された畑について今後も畑として耕作されることから、当申請地について、問題ないと考えております。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 続いて、区域番号23清水推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号23番清水です。事務局と緩利農業委員の説明の通り、農地利用最適化の推進に問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号17について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号17については、許可することに決定いたします。

議長 続きまして、3条調書、整理番号18について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

- 事務局 整理番号１８番について説明します。調書は４ページ、参考図は９ページから１０ページまでです。
- 申請地は、農業振興地域内の白地農地です。申請地は不耕作であり、譲渡人は相続により農地取得したものの、農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。譲受人は、申請地と西側道路との間に住居を新築する予定であり、居所にほど近い申請地で野菜及び果樹の栽培を行う予定です。自営業であることから、農業への従事期間を十分に確保するほか、入居に合わせて前面の土地を有効活用し、野菜・果樹を意欲的に栽培しようとしており、また必要な農機具を購入するなどの耕作体制を整えられることから、営農には支障ないものと考えます。
- 申請内容を審査した結果、農地法第３条第２項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。
- 議長 ３条調書、整理番号１８については、議席１０番奥村委員、説明をお願いします。
- 担当農委 議席番号１０番奥村です。３条調書、整理番号１８について、事務局の説明のとおりです。令和７年４月２０日、大原推進委員、地元改良組合長、不動産業者と私の４名で現地確認を行いました。当申請地の購入にあたり、譲受人はこの農地がなければ、隣接する土地を購入することはなかったと伺いました。農業に対しても意欲的です。今後も農地として活用していただけることから、問題ないと判断しました。ご審議のほどよろしくお願いします。
- 議長 続いて、区域番号２５大原推進委員、意見ををお願いします。
- 担当推委 区域番号２５番大原です。当申請地がある櫟野区は、甲賀町大原学区の中でも高齢化率が高く、また櫟野区の中でもさらに高齢化率が高い３０軒ほどの集落に、３０代のご夫婦が空き家のリフォームではなく、新たに住居を建て、なおかつ農業もされるとのことです。新しい空気が入ってくるのではないかと、地域全体で期待しております。
- 議長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。
- 委員 【質問等なしの声】
- 議長 ご質問等もないようですので、３条調書、整理番号１８について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号１８については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、３条調書、整理番号１９について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号１９番について説明します。参考図は１１ページから１２ページまで
です。

申請地は、農業振興地域内の白地農地です。申請地は不耕作であり、また高齢により耕作継続が難しくなり、農地の規模縮小を検討していたところ、自宅隣接地で耕作に都合がよい譲受人との間で、農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は、自宅隣接地となる申請地にて、野菜の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第３条第２項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。

議 長 ３条調書、整理番号１９については、議席１０番奥村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号１０番奥村です。３条調書、整理番号１９について、事務局の説明のとおりです。令和７年５月２日に、廣岡推進委員、地元改良組合長と私の３名で現地確認を行いました。自宅隣接地のため、農地を適切に管理していただけると考えます。また、今後も農地として活用していただけることから、農地利用の最適化に問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 続いて、区域番号２６廣岡推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号２６番廣岡です。事務局ならびに奥村農業委員の説明のとおりで、補足説明はありません。譲受人は料理店を経営されており、地産地消の野菜を栽培されとのことで、地域にも貢献されると思います。農地利用の最適化に問題はなく、許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

- 議 長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号19について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号19については、許可することに決定いたします。
- 議 長 続きまして、3条調書、整理番号20について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 整理番号20番について説明します。参考図は13ページから14ページまでです。
申請地は、農業振興地域内の白地農地です。申請地は不耕作であり、譲渡人は相続により農地取得したものの、遠方に居住しており農地の管理が行えないことから、相談を受けた譲受人と農地の所有権移転について合意し、申請されました。申請地にて、大豆の栽培を行う予定です。
申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。
- 議 長 3条調書、整理番号20については、議席9番勝井委員、説明をお願いします。
- 担当農委 議席番号9番勝井です。3条調書、整理番号20について、事務局の説明のとおりですが、私からも現地確認と意見を述べます。令和7年5月11日に譲受人と推進委員と私の3名で現地確認を行いました。当申請地は不耕作地ですが、譲受人が以前から耕作している畑が隣接しており、農地として活用されとのことで、農地利用最適化の推進に問題ないと判断いたしました。ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議 長 続いて、区域番号35吉田推進委員、意見ををお願いします。
- 担当推委 区域番号35番吉田です。3条調書、整理番号20については、事務局の説明のとおりです。譲渡人は、相続により農地を取得しましたが、遠隔地に居住のため農地の維持管理が困難な状況です。隣接地に農地を所有する譲受人との間で所有権移転の合意があり、申請されました。譲受人は農地取得後、大豆を栽培される予定と伺っています。ご審議のほどよろしくをお願いします。以上です。
- 議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質

問等がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、３条調書、整理番号２０について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号２０については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、３条調書、整理番号２１について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号２１番について説明します。参考図は１５ページから１６ページまでです。

申請地は、農業振興地域内の青地農地です。譲渡人は相続により農地取得したものの、遠方に居住しており農地の管理が行えないことから、相談を受けた譲受人と農地の所有権移転について合意し、申請されました。申請地にて、水稻の栽培を行う予定です。譲受人は、農機具販売業を営んでいることから、必要な農機具を所有しており、また、個人農家をはじめ周囲の耕作者から苗を譲り受け、肥培管理などアドバイスを受けながら徐々に耕作体制を整えられることから、営農には支障ないものと考えます。

申請内容を審査した結果、農地法第３条第２項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。

議 長 ３条調書、整理番号２１については、議席１７番山川委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号１７番山川です。３条調書、整理番号２１について、説明します。事務局の説明のとおりです。４月２８日に現地確認し、申請人に聞き取りを行いました。譲渡人は京都に在住、耕作者も譲渡人になっていますが、昨年までは地元の熱心な農業者が耕作していました。その方が病気で耕作できなくなり、次の耕作者を探しておられたところ、甲南町で農機具店を経営し、当該申請地の隣に倉庫を所有される譲受人に所有権移転されることになりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 続いて、区域番号３７橋本推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号３７番橋本です。３条調書、整理番号２１について、山川農業委員の説明に相違はなく、農地利用の最適化に問題ないと考えます。以上です。

議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、３条調書、整理番号２１について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号２１については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、３条調書、整理番号２２については、次の整理番号２３と関連がございますので一括審議といたします。
なお、採決は個別に行います。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号２２番及び整理番号２３番について説明します。
まず、整理番号２２番の調書は５ページ、参考図は１７ページから１８ページまでです。
申請地は、農業振興地域内の白地農地です。申請地は不耕作であり、また、高齢により耕作継続が難しくなり、農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。申請地にて、果樹の栽培を行う予定です。
なお、申請地は水稻作付地であるものの、水利確保が難しいため、果樹栽培に転換し、地域の取り決めに遵守しながら耕作される見込みです。
続いて、整理番号２３番について説明します。参考図は同様に、１７ページから１８ページまでです。
申請地は、農業振興地域内の白地農地です。申請地は不耕作であり、また高齢により耕作継続が難しくなり、農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。申請地にて、果樹の栽培を行う予定です。
なお、譲受人は前号と同一人であり、また申請地の状況は前号と同様に、水稻作付地であるものの、水利確保が難しいため、果樹栽培に転換し、地域の取り決めに遵守しながら耕作される見込みであり、営農には支障ないものと考えます。

申請内容を審査した結果、いずれの案件も農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。

議 長 3条調書、整理番号22及び整理番号23については、議席13番黄瀬委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号13番黄瀬です。3条調書、整理番号22及び整理番号23について補足説明します。事務局の説明のとおりですが、譲受人は地元で建設業を営む方の長女です。地域で様々な作物を耕作されており、地域に貢献したいという気持ちをお持ちで、多方面でも協力していただいております。当申請地は水利の問題がありましたが、果樹栽培されること、建設業をしておられることから、当農地の管理につきましても問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願います。

議 長 続いて、区域番号39田村推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事務局 代読します。当申請地において、いちじくを作付けされる予定であり、いずれの案件も農地利用最適化の推進に問題はありません。以上です。

議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、一括してお伺いします。

委 員 **【質問等なしの声】**

議 長 ご質問等もないようですので、まず、3条調書、整理番号22について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号22については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号23について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号 23 については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、3 条調書、整理番号 24 について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号 24 番について説明します。参考図は 19 ページから 21 ページまでです。

申請地は、農業振興地域内の青地農地です。譲渡人は高齢のために、経営移譲を目的として後継者となる譲受人、いわゆる子に対して農地の所有権移転について、申請されました。これまでと変わらず、申請地にて水稻の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。

議 長 3 条調書、整理番号 24 については、議席 13 番黄瀬委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号 13 番黄瀬です。事務局の説明のとおりです。当申請地について、子に贈与し、所有権移転されとのことですので、何ら問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 続いて、区域番号 40 福山推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号 40 番福山です。3 条調書、整理番号 24 について、事務局及び黄瀬農業委員の説明のとおりです。当申請地を息子に所有権移転されとのことですので。譲受人は、10 年程前から農業に積極的に取り組まれ、地域でも営農活動に参加されており、農地利用の適正化に関して問題ないと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、3 条調書、整理番号 24 について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号２４については、許可することに決定いたします。
- 議 長 続きまして、３条調書、整理番号２５について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 整理番号２５番について説明します。参考図は２２ページから２３ページまでです。
申請地は、農業振興地域内の白地農地です。申請地は不耕作であり、譲渡人は相続により農地取得したものの、農地の管理が行えないことから、相談を受けた譲受人と農地の所有権移転について合意し、申請されました。申請地は譲受人の居宅隣接地にあり、野菜の栽培を行う予定です。農業への従事期間を十分に確保し、自家消費用の野菜を栽培するにあたり、親族の応援を受けながら身の丈に合った耕作体制を整えられることから、営農には支障ないものと考えます。
申請内容を審査した結果、農地法第３条第２項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。
- 議 長 ３条調書、整理番号２５については、議席１２番、私寺田が説明します。５月１０日に当申請地において、申請代理人、城推進委員と私の３人が立ち会い、説明を受けました。事務局の説明のとおり、当申請地は、譲受人の自宅に隣接しており、面積も狭小のため、家庭菜園に最適であると考えます。不耕作地でしたが、譲受人が長年草刈り等の管理を代行しており、今後も自家消費用の季節野菜を栽培され、農地を適切に管理されるとのことでした。以上です。
- 議 長 続いて、区域番号４２城推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。
- 事 務 局 代読します。当案件については、農地利用最適化の推進に支障はありません。ご審議いただきますようお願いいたします。以上です。
- 議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。
- 委 員 【質問等なしの声】
- 議 長 ご質問等もないようですので、３条調書、整理番号２５について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】

- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号 25 については、許可することに決定いたします。
- 議 長 議案第 111 号については、以上であります。
- 議 長 続きまして、議案第 112 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請審議
について」を議題といたします。
- 議 長 5 条調書、整理番号 9 について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 整理番号 9 番について説明します。調書は 7 ページ、参考図は 24 ページ、25
ページ、土地利用計画図は 26 ページです。
申請地は、非線引き都市計画区域内の第 3 種農地です。申請内容は、倉庫敷地
を目的とする農地の売買です。計画によると、市内で建具工事業を営む譲受人に
おいて、事業所から距離が近い当該申請地の隣接空き家を、社宅利用することに
伴い、付随する農地を現況通り倉庫として活用されます。新たな造成工事はな
く、現地は不陸整正程度の整地作業のみであり土砂流出は見込まれません。ま
た、雨水排水は自然地下浸透処理であるものの、狭小地であり、周囲は宅地に囲
まれていることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられま
す。また、今回の農地転用に際し、地元関係者の同意が得られています。
以上、農地法第 5 条第 2 項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満た
していると判断しました。説明は以上です。
- 議 長 5 条調書、整理番号 9 については、議席 5 番中本委員、説明をお願いします。
- 担当農委 議席番号 5 番中本です。5 月 13 日に大森推進委員と設計事務所の方で現地確
認を行いました。事務局の説明のとおりです。当申請地の隣接空き家を社宅とし
て利用するために、付随して購入されましたが、そのまま農地として利用され
ることと、地元関係者の同意も得ておられます。ご審議のほどよろしくお願い
します。
- 議 長 続いて、区域番号 17 大森推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読さ
せます。
- 事 務 局 代読します。当案件については、現地確認の上、特に意見はありません。以上
です。
- 議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質

問等がございましたら、お伺いします。

議 長 奥村委員。

奥村農委 議席番号 11 番奥村です。中本農業委員は、当申請地を農地として活用するとおっしゃいましたが、違うのではないですか、説明をお願いします。

議 長 中本委員。

中本農委 議席番号 5 番中本です。倉庫の前の農地を整備して駐車場にしたり、作物を植えるのではなく、現状のまま倉庫として利用されるという意味で説明しました。

議 長 事務局。

事務局 当申請地にはすでに倉庫が建っておりますが、倉庫の前の農地は空間地、いわゆる不耕作地となっております。今後、社宅利用時に農作物を栽培されることも考えられますが、現時点では、倉庫の敷地として現状のまま使用されると伺っております。

議 長 他にご質問等はありませんか。

議 長 ご質問等もないようですので、5 条調書、整理番号 9 について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号 9 については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、5 条調書、整理番号 10 について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号 10 番について説明します。参考図は 27 ページ、28 ページ、土地利用計画図は 29 ページです。

申請地は、非線引き都市計画区域内の第 3 種農地です。申請内容は、駐車場を目的とする農地の売買です。計画によると、申請地北側の空き家を取得された譲受人は、セカンドライフとして当地に移り住み、自身の趣味でもある車両を保管するための駐車場として利用するうえで、居宅に隣接する当該地を適地として申請されました。新たな造成工事はなく、露天利用を見込まれており、また雨水排

水は自然地下浸透処理であるものの、周囲は道路、宅地、水路に縁切りされていることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。また、今回の農地転用に際し、地元関係者の同意が得られています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。説明は以上です。

議 長 5条調書、整理番号10については、議席13番黄瀬委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号13番黄瀬です。事務局の説明のとおりですが、当申請地については福山推進委員と立会いのもと、土地家屋調査士による公図の確認と現地確認を行い、何ら問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 続いて、区域番号40福山推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号40番福山です。譲渡人は祖父から相続した宅地を譲受人に売買されており、その宅地の前の当申請地を駐車場として利用したいと申し出られたことから、近隣住民へもご相談の上、今回申請されたものと伺っています。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

議 長 勝井委員。

勝井農委 議席番号9番勝井です。譲受人の住所が日野町ですが、宅地を購入されたのですか。

議 長 黄瀬委員。

黄瀬農委 議席番号13番黄瀬です。そのとおりです。購入された宅地は、当申請地の道を挟んで北側にあります。購入された宅地の空き家を取り壊して、新たに家を建て、週に数日ほどセカンドハウスとして住んでおられます。

議 長 他にご質問等はありませんか。

議 長 ご質問等もないようですので、5条調書、整理番号10について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号１０については、許可することに決定いたします。

議 長 議案第１１２号については、以上であります。

議 長 続きまして、報告案件１「農地転用届出に係る専決処理報告について」事務局の報告を求めます。

事 務 局 報告します。調書は１５ページから１９ページ、参考図は３０ページから３３ページです。

市街化区域内の農地転用事案について、今月は農地法第５条の届出が９件であり、主に共同住宅や分譲宅地、露天駐車場などを目的とするもので、資料ご覧のとおりです。説明は以上です。

議 長 ただ今、事務局より報告がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

議 長 緩利委員。

緩利農委 議席番号３番緩利です。共同住宅について、譲受人が２名おられるのか。９番と１１番の譲受人は同一人物で１名、１０番の譲受人は１名で、譲受人は合わせて２名ということか。

議 長 事務局。

事 務 局 そのとおりです。９番と１１番の水口町新城地先の譲受人は同一人物で１名、その隣接地である１０番の譲受人が１名です。したがって、当該申請地の土地の譲渡人が２名、共同住宅の敷地の所有者も２名おられるということになります。

議 長 他にご質問等はありませんか。

議 長 ご質問等も無いようですので、報告案件は以上です。
これで審議案件ならびに報告案件を終了いたします。

議 長 続きまして、報告事項に入ります。
事務局報告事項について、順次、事務局からお願いします。
・農地利用最適化推進委員会（地域ブロック会議）の結果について

- ・農地利用集積計画に係る利用権設定満了報告
- ・所有者不明農地制度における不明所有者の探索
- ・経過と予定について

議 長 報告事項は以上です。

議 長 ここで、総会全体を通じて、ご意見・ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問も無いようですので、以上で総会を終了いたします。